

第5章 施策の推進体制

県は、食品の安全・安心確保対策を推進するため、庁内の食品の安全・安心確保施策を実施する部局等で構成する食品の安全・安心推進会議を設置し、総合的な調整を図ります。

また、県民の意見を施策に反映させるため、食品の安全・安心条例に基づいて長崎県食品安全・安心委員会を設置し、計画の進捗状況を報告し、意見等を求めることとしています。

1. 食品の安全・安心推進会議での総合調整

庁内の食品の安全・安心確保施策を実施する部局からなる食品の安全・安心推進会議において、全庁的な総合調整を行い、計画を推進します。

2. 長崎県食品安全・安心委員会への報告

食品の安全・安心確保施策を円滑に推進し、かつ、県民の意見を施策に反映させるため、消費者団体、農業団体、漁業団体、食品営業者団体、食品製造・加工関係者、食品流通関係者、学識経験者及び一般公募者で構成する「長崎県食品安全・安心委員会」を設置し、計画の実施状況を報告するとともに意見等を求めます。

3. 進行管理及び実施状況の公表

毎年、食品の安全・安心推進計画に掲げる数値目標等に基づき進行管理を行い、実施状況を公表します。

長崎県における食品の安全・安心確保の進め方

